

(別紙1)

有償運送許可に係る自家用自動車の運行にあたり安全確保のために留意していただきたい事項

自家用自動車の運行にあたっては、次の点について特に留意し、安全運行の確保に努めてください。

- 1 自家用自動車の運行の安全の確保に関する事項を処理させるため、運行の管理を行う者を必ず選任してください。
- 2 乗車定員11人以上の自動車の所有者又は自動車10台以上の所有者は、道路運送車両法で整備の責任者として整備管理者を選任する義務があります。このため、必ず整備管理者を選任し、自動車の点検及び整備等に関する事項について適正に処理させて下さい。
なお、重大事故が発生した場合には、自動車事故報告規則により報告書を提出して下さい。
- 3 万が一事故等が発生した場合には、補償等に万全を期して対応して下さい。このため、必要に応じ保険の付保、共済等への加入等の措置を行って下さい。
- 4 運転者に対し、車両の運転に関する技能、知識その他安全な運行を確保するために必要な事項について適切な指導を行ってください。
- 5 運転者に対する点呼、車両の運行前の日常点検の励行、運行する道路状況の十分な把握等により、安全な運行に努めて下さい。

(別紙2)

有 償 運 送 許 可 申 請 書

平成 年 月 日

陸運支局長 殿

申請者の 市 1丁目1番地
氏名又は名称 学校法人 幼稚園
及び住所 理事長 印

当 幼稚園が所有する自家用自動車を有償で運送の用に供したいので、道路運送法第80条第1項の規定により申請します。

- 1 運送需要者(氏名又は名称及び住所)
例； 当 幼稚園に通う幼児
- 2 運送しようとする人数等
例； 年 月 日現在の園児 人
- 3 運送しようとする期日
例； 当幼稚園の開園日とする。
- 4 運送しようとする区間
例； 当 幼稚園～ 市及び 村一円
- 5 有償運送を必要とする理由
例； 当 幼稚園に通園する幼児を自家用自動車で運送するため。
送迎に係る実費の負担；園児一人当たり、一ヶ月 ， 円
- 6 その他
例； 自家用自動車の運行管理等の委託先
(株) 運輸 市 3丁目3番3号